

騒音規制法に基づく特定施設一覧

(法第2条第1項 施行令別表第1)

一 金属加工機械

- イ 圧延機械 原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。
- ロ 製管機械
- ハ ベンディングマシン ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
- ニ 液圧プレス 矯正プレスを除く。
- ホ 機械プレス 呼び加圧能力が294キロニュートン(30トン)以上のものに限る。
- ヘ せん断機 原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
- ト 鍛造機
- チ ワイヤフォーミングマシン
- リ プラスト タンプラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
- ヌ タンブラー
- ル 切断機 といしを用いるものに限る。

二 空気圧縮機及び送風機 原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。

三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。

四 織機 原動機を用いるものに限る。

五 建設用資材製造機械

- イ コンクリートプラント 気ほうコンクリートを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。
- ロ アスファルトプラント 混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。

六 穀物用製粉機 ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。

七 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー 原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
- ハ 碎木機
- ニ 帯のこ盤 製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
- ホ 丸のこ盤 製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
- ヘ かな盤 原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。

八 抄紙機

九 印刷機械 原動機を用いるものに限る。

十 合成樹脂用射出成形機

十一 鋳造型機 ジョルト式のものに限る。